

地域を応援するマンスリー・レター

平成25年1月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
北海道開発局開発監理部
北海道運輸局企画観光部
北海道労働局職業安定部
北海道経済部
編集事務局：北海道経済部経営支援局
中小企業課中小企業企画G
TEL：011-204-5330
平成24年12月21日号（第46号）
<毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどをタイムリーにお届けします。

I 今月の新着情報

平成24年暴風雪災害で被害を受けた中小企業等の皆様向けの事業支援メニュー

- 1 平成24年11月27日の暴風雪等による災害に関する特別相談窓口の設置について（北海道経済産業局）
- 2 平成24年暴風雪災害に伴う中小企業等経営・金融相談室の設置について（北海道）
- 3 災害復旧貸付の適用（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）
- 4 小規模企業共済災害時即日貸付の適用（中小企業基盤整備機構）
- 5 災害貸付（平成24年暴風雪災害）のご案内（北海道）

現在募集している（または近日募集を開始する）事業支援メニュー、セミナー、職業訓練

- 6 中小企業金融円滑化法の期限到来に係る中小企業等経営・金融相談室の設置について（北海道）
- 7 どさんこプラザ・テスト販売品（第1四半期分）の募集（北海道）
- 8 平成24年度知的財産権研修（産学官連携）の受講者募集について（(独)工業所有権情報・研修館）
- 9 環境・エネルギービジネスセミナー（北海道）
- 10 カーボンフットプリント・排出量取引新クレジット制度普及促進セミナー（北海道）

その他

- 11 平成24年度「新商品トライアル制度」認定企業決定（北海道）
- 12 第1回「北海道産業人材育成企業知事表彰」受賞企業の取組のご紹介（北海道）

1 「平成24年11月27日の暴風雪等による災害に関する特別相談窓口」の設置について（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成24年11月27日の暴風雪等による災害について、北海道で災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業者対策として、「平成24年11月27日の暴風雪等による災害に関する特別相談窓口」を設置しました。

◆平成24年11月27日の暴風雪等による災害に関する特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

受付時間：平日 8:30~17:15

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL：011-709-2311（代表）内線 2575~2576 011-709-1783（直通）

FAX：011-709-1786

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

本相談窓口は、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置しています。

2 「平成24年暴風雪災害に伴う中小企業等経営・金融相談室」の設置について（北海道）

道では、平成24年11月27日の暴風雪災害により被害を受けた中小企業者の経営及び金融に関する相談に対応するため、「平成24年暴風雪災害に伴う中小企業等経営・金融相談室」を設置しました。

職員が電話及び面談で相談に応じます。※公共交通機関での来庁にご協力をお願いします。

【相談窓口】

開庁日（平日）

受付時間 8時45分から17時30分まで

設置場所 北海道経済部経営支援局中小企業課

（札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-204-5346（金融相談）011-204-5331（経営相談））

胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課（室蘭市海岸町1丁目4-1 電話:0143-24-9589）

休日相談窓口（12月1日~12月24日までの土曜・日曜・祝日）

受付時間 9時00分から15時00分まで

設置場所 北海道経済部経営支援局中小企業課

（札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-204-5346（金融相談）011-204-5331（経営相談））

3 災害復旧貸付の適用（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）

今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象に、北海道の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用します。

◆災害復旧貸付の概要

【対象者】災害により被害を被った中小企業者

【金利】（いずれも平成24年11月29日現在）

○株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業 → 基準利率（1.55%（貸付期間5年の場合））

国民生活事業 → 基準利率（2.05%（貸付期間5年の場合））

○商工組合中央金庫 → 所定の利率（相談の上決定）

【貸付限度額】

別枠で、

中小企業事業 → 1.5億円（代理貸付：7千5百万円）

国民生活事業 → 3千万円（代理貸付：1千5百万円）

商工組合中央金庫 → 1.5億円

【貸付期間】

中小企業事業 → 設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）

国民生活事業 → 設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）

商工組合中央金庫 → 設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）

【担保特例】日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）

→ 直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

問い合わせ先：日本政策金融公庫 札幌支店 TEL：011-281-5221（中小企業事業）

同 TEL：011-231-9131（国民生活事業）

室蘭支店 TEL：0143-44-1731（国民生活事業）

商工組合中央金庫 札幌支店 TEL：011-241-7231

4 小規模企業共済災害時即日貸付の適用（中小企業基盤整備機構）

今般の災害により被害を受けた北海道の災害救助法適用地域（室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、虻田郡洞爺湖町）の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時即日貸付を適用します。

◆小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所（※）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の売上高。）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

（※）共済契約者が共同経営者の場合は、その共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合は、その会社等の事業に関するものとなります。

2. 貸付条件

（1）貸付限度額：原則として掛金総額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額

（2）貸付利率：年0.9%

（3）貸付期間：貸付金額500万円以下36ヵ月、505万円以上60ヵ月

（4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還

（5）担保、保証人：不要

（6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

罹災証明等の書類が整っていれば、原則、即日融資が可能。（登録窓口が商工中金の場合）

問い合わせ先：中小企業基盤整備機構 北海道本部 TEL：011-210-7470

5

災害貸付（平成24年暴風雪災害）のご案内（北海道）

道では、平成24年11月27日に発生した暴風雪災害により被害を受けた中小企業者等の皆様の事業の早期復旧と経営の安定を図るために、災害貸付の取り扱いを行っています。

- ◆融資制度名：中小企業総合振興資金「災害貸付（平成24年暴風雪）」
- ◆融資対象者：道が認めた地域内(※)に事業所を有する中小企業者等であって、平成24年11月27日に発生した暴風雪災害により直接・間接の被害を受けた方
 - ・直接被害：工場や店舗、原材料や商品など事業用資産の滅失
 - ・間接被害：取引先の被害に伴う売上げの減少や売掛金の固定化など

※道が認めた地域：室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町

- ◆資金使途：設備資金、運転資金
- ◆融資金額：設備資金 8,000万円以内
 運転資金 5,000万円以内
 （融資金額については、設備資金と運転資金の併用が可能です。1企業あたり合計1億3千万円限度となります。）
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/saigaiH24boufuusetsu.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局小樽商工労働事務所

6

「中小企業金融円滑化法の期限到来に係る中小企業等経営・金融相談室」の設置について**(北海道)**

道では、平成25年3月末に中小企業金融円滑化法の期限が到来することを踏まえ、厳しい経営環境に置かれている中小企業者等の方々の経営及び金融に関する相談窓口として、「中小企業金融円滑化法の期限到来に係る中小企業等経営・金融相談室」を平成24年11月26日付けで設置しました。

- ◆設置場所：北海道経済部経営支援局中小企業課内
 各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内
 後志総合振興局小樽商工労働事務所内
- ◆受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで
- ◆メールでのお問い合わせ：経営相談 keizai.chushokigyol@pref.hokkaido.lg.jp
 金融相談 keizai.chushokigyol@pref.hokkaido.lg.jp
- ◆各相談室の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/enkatukakigentourai.htm>

※12月1日から24日までの土曜・日曜・祝日については、午前9時から午後3時まで本庁で相談をお受けします。

7 どさんこプラザ・テスト販売品（第1四半期分）の募集（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。現在、平成25年4月から販売する商品を募集しています。

- ◆**応募商品の要件**：次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）
 - (1) 札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
 - (2) 東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（名古屋は加工食品のみ）
- ◆**応募者の資格**：道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方
 - (ア) 道産品の生産・製造・加工を行っている方
 - (イ) 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方
- ◆**販売条件等**：(1) テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
(2) PL（製造物責任）保険に加入していること。
(3) テスト販売品が食品の場合、食品衛生法、JAS法等の表示義務に対応できていること。（食品以外の商品についても法定表示義務に対応できていること）
- ◆**募集期間**：1月4日（金）から2月20日（水）まで

◆**申込み**：「テスト販売申込書」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

◆**問い合わせ先**：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティング支援グループ

Tel：011-204-5766（担当：阿部、清水）

8 平成24年度知的財産権研修（産学官連携）の受講者募集について

（独）工業所有権情報・研修館

独立行政法人工業所有権情報・研修館では、産学官連携に関する施策立案を担当する地方自治体職員や政府関係機関職員、公的研究機関や公益法人等で産学官連携を担当する実務者が、地域における産学官連携のあり方や、産学官連携に参加する各プレーヤーの現状、知財の取扱い等を習得することにより、知財マネジメント力を高め、地域における産学官連携をより円滑化・活性化することを目的とした研修を実施いたします。

- 対象者**：地方自治体、地方自治体や政府関係機関等が所管する研究機関（公設試、独立行政法人）、公益法人、政府関係機関（中央省庁等）等
- 日程**：平成25年1月30日（水）～平成25年2月1日（金）
- 会場**：特許庁2階 独立行政法人工業所有権情報研修館 会議室（東京都千代田区霞が関3-4-3）
- 受講料**：8,000円
- 申込期限**：平成24年12月27日（木）17時まで
- 主催**：（独）工業所有権情報・研修館
- ◇**申込み方法等**、詳しくはコチラをご覧ください◇
http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/gyosei/cyu/24chizai_ken_cyu.html

9 環境・エネルギービジネスセミナー（北海道）

～地域資源や熱を賢く使った道内環境・エネルギービジネスの拡大に向けて～

環境・エネルギー分野への関心が高まり、新たな成長分野として期待されている中、道内の先進的な取組事例を広く発信し、皆様にビジネスチャンスの視点をつかんで頂くことを目的としたセミナーを開催します。

【第1部】「地域食循環取組発表会」

(平成24年度「地産地消型食の循環システム構築事業」実施事業者による成果発表)

- ①「未利用食品資源を活用した飼料による安心・安全な豚肉ブランドへの取組」
(株)新聞協同運輸 代表取締役 三輪 一典 氏
- ②「バイオガス消化液を活用した高機能有機肥料の製品化に向けて」
北海道バイオマスリサーチ(株) 取締役 竹内 良曜 氏
- ③「バイオエーゼル燃料製造時に発生する副産物『粗グリセリン』の有効活用に関する取組について(仮題)」
(株)エコERC 代表取締役社長 爲廣 正彦 氏

【第2部】「環境・エネルギー分野の製品や技術の組み合わせによるビジネス展開セミナー」

- ①「エコプロダクツ東北2012 出展に見る環境・エネルギービジネスの可能性」(札幌会場のみ)
北海道工業大学 寒地環境エネルギーシステム研究所長 半澤 久 氏
(同空間創造学部建築学科環境工学研究室教授)
- ②「寒冷地型スマートハウス街区コンセプト構成事業者によるエコプロダクツ東北2012 『北海道ブース』出展による効果や今後の展開」(札幌会場のみ)
(伊藤組土建(株)、北海パネ(株)、(有)グッドマン、(株)木の繊維)
- ③「オホーツク地域の特性を活かした両面受光太陽光発電システム実証実験」
PVG Solutions(株) 代表取締役社長兼 CEO 石川 直揮 氏
- ④「地中熱ヒートポンプをはじめとした道内における熱利用の重要性」
(株)ディンプレックス・ジャパン 代表取締役社長 笠間 聖司 氏

- ◆対象者 : 環境産業に関心のある企業等の皆様
- ◆開催日 : 札幌会場 平成25年2月14日(木) 13時30分~16時30分
旭川会場 平成25年2月15日(金) 13時30分~15時30分
- ◆開催場所 : 札幌会場 北海道経済センター(8階Aホール)(札幌市中央区北1条西2丁目)
旭川会場 ホテルクレッセント旭川(2階コスモス)(旭川市5条通8丁目)
- ◆参加費 : 無料
- ◆定員 : 札幌会場 200名 旭川会場 60名
- ◆申込期間 : 平成25年2月8日(金)まで

※ホームページをご参照の上、メールまたはファクスでお申し込みください。
定員に達した場合、その時点で募集を締め切らせて頂きます。

【お問い合わせ先】北海道経済産業振興局環境・エネルギー室環境産業振興グループ
TEL 011-204-5320

※セミナーの概要、お申し込み方法など詳細はホームページをご覧ください。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/H25kankyobusiness_seminar.htm

10 カーボンフットプリント・排出量取引クレジット制度普及促進セミナー(北海道)

これからの道内企業等に求められてくる「環境ビジネスに対応する力(環境力)」を強化するため、基礎となる「カーボンフットプリント」や「排出量取引クレジット制度」に関するセミナーを帯広、函館、室蘭で開催いたします。

〔現行の国内クレジット制度等が平成25年3月末で終了することから、今回のセミナーでは平成25年4月から実施される「新制度(新クレジット制度)」の概要を説明いたします。〕

- ◆対象者 : 企業、団体、自治体等及び環境産業に興味のある皆様
- ◆開催日 : 帯広会場 平成25年2月1日(金)
函館会場 平成25年2月4日(月)
室蘭会場 平成25年2月5日(火)
- ◆開催場所 : 帯広会場 帯広東急イン(帯広市西1条南11丁目2)
函館会場 ロワジュールホテル函館(函館市若松町14-10)
室蘭会場 ホテルサンルート室蘭(室蘭市中島町2丁目28-6)
- ◆参加費 : 無料
- ◆定員 : 各会場 30名
- ◆申込期間 : 詳細が決まり次第ホームページ等でご案内します。

【お問い合わせ先】北海道経済産業振興局環境・エネルギー室環境産業振興グループ
TEL 011-204-5320

※セミナーの概要、お申し込み方法など詳細が決まり次第ホームページでご案内します。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/>

11 平成 24 年度「新商品トライアル制度」認定企業決定（北海道）

道では、平成 18 年度から、道の事務事業の効果的・効率的執行や住民福祉の向上等に資する新商品を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

平成 24 年度において、13 企業・13 商品が新たに認定されました。

【平成 24 年度認定企業・商品一覧】

企業名	本社	商品名	商品の概要
(株)エルムデータ	札幌市	パケットアイ、パケットマスター	携帯電話回線で観測データ等を自動伝送するシステム
寿産業(株)	札幌市	かびないコートズ	高い防かび性と抗菌効果を持った防かび商品
しえん計画	札幌市	いすたんか	「椅子型」の担架
(株)新エネルギー開発	札幌市	停電・節電対応ソーラーシステム「パワーソース」	小型の蓄電型ソーラーシステム
北海道スコット(株)	札幌市	ロールガード	鍵付きトイレトーパーホルダー
(株)エフ・イー	旭川市	小型皮剥き機「薄むき名人」	水洗式小型自動ジャガイモ皮剥き機
コアルシード(株)	旭川市	看護師教育タブレット	薄型・軽量でワンタッチで視聴できる看護教材
正和電工(株)	旭川市	木炭を活用した「家庭雑排水の処理装置」	雑排水専用新浄化装置
(株)コーノ	函館市	熱源内蔵 F F 式真空暖房機	熱源内蔵 F F 式真空暖房機(商品名 HPH)
函館自動車技工(有)	函館市	RHYBRID	ガソリン及び LPG のハイブリッド自動車
(株)ピオフレックス	江差町	制菌加工フィルター ピオクリーンシリーズ	「菌」の増殖を抑制する機能を加えた新しいフィルター
FRPウチャマ(株)	帯広市	地震津波シェルター 太陽 2 号 (S)	免転構造を備えた地震津波シェルター
(株)昭和冷凍プラント	釧路市	加工水製造装置(漬け汁製造装置)	生鮮食品等の鮮度保持に役立つ加工水製造装置

皆様には、これらの「商品」の魅力を PR させていただくとともに、地域中小企業の販路開拓等に向けた取組支援に一層のご理解と、商品の購入についてのご検討をいただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 中小企業支援グループ
 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
 TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127
 北海道経済部中小企業課ホームページ
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm

12 第 1 回「北海道産業人材育成企業知事表彰」受賞企業の取組のご紹介(北海道)

道では、従業員等の人材育成の取組方針を明確にし、能力開発制度を有するなど、産業人材の育成を積極的に推進し、他の模範となる中小企業等を表彰し、広く道民及び道内中小企業等に周知することにより、民間主導の産業人材育成の取組を促進することとしています。

今回、第 1 回受賞企業の取組をホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。

受賞企業等及び受賞理由の概要

企業等名	市町村	受賞理由
社会福祉法人 さつき会	鷹栖町	働きがいとやりがいのある職場づくりのため、人材育成システム改善 3 年計画を推進
曲イ田中酒造 株式会社	小樽市	社会人としての教養、酒造会社として専門知識習得のため社員研修規定に基づく取組実施
株式会社 土谷製作所	札幌市	業務に必要な不可欠な技能の向上や伝承などを目的に社内検定を実施

(五十音順)

詳細は以下の URL を参照

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/jushoukigyvoushoukai.htm>

【お問い合わせ先】北海道 経済部 労働局 人材育成課 産業人材支援グループ TEL011-204-5098

Ⅱ 現在募集している（または近日募集を開始する）通常の事業支援メニュー

香港・シンガポール向けサンプル輸送事業出品者募集のご案内（北海道開発局）

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム」構築に向けた各種取組を進めております。

平成 24 年 9 月からは香港の飲食店事業者に食品サンプルを輸送し、北海道産品の海外における評価や輸出の可能性を検討してきました。

その結果、現地の飲食店様より高い評価をいただき、商談成約となった事例も出たことから、今後、本事業を継続的に実施することとし、また、新たにシンガポールへのサンプル輸送事業を開始することとなりました。

つきましては、これから海外との取引を検討されている方、既に海外と取引をされている方を問わず、本事業への参加者を募集致します。

【事業概要】 ・サンプル品を香港またはシンガポール各 20 店の飲食店に直接配送

・食材に関する評価アンケートを実施
・現地飲食店との商談取り次ぎ

【対象者】 ・今後海外との取引を検討されている方

・既に海外との取引をされている方
(1 品目あたり 20 サンプルを無償提供いただきます)

【参加費用】 ・香港～1 品目あたり 23,000 円（消費税抜き）

・シンガポール～1 品目あたり 35,000 円（消費税抜き）

(シンガポールについては現地での付加価値税が別途 7% かかります)

【発送時期】 ・香港～第 2、4 火曜集荷

・シンガポール～第 1、3 火曜集荷

(いずれも 10 品目の応募に達し次第、上記日程にて発送します)

【募集期間】 ・随時公募

【申込方法】 ・下記の北海道開発局ホームページより応募用紙をダウンロードし、
FAX またはメールにてご応募下さい

(応募用紙) http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/pd/outline_su/240726.html

【照会先】 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課

TEL 011-709-2137 (担当：三岡、佐々木)

※その他、北海道開発局ではダンボール 1 箱から海外へ冷凍・冷蔵で配送する HOP 1 サービスも行って
おります。詳細は以下のホームページにてご確認ください。

(HOP 1 サービス) http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/hop1.html

中小企業高度化事業「電力需給対策貸付」のご案内（北海道）

中小企業の組合等が行う省エネ・新エネ・自家発電等の設備の導入を行う事業に対する貸付です。

【対象者】：中小企業で構成される事業協同組合、商店街振興組合等

【対象設備】：省エネ、新エネ、自家発電等の設備

(組合において資産計上する設備に限ります)

【貸付額】：貸付対象設備費から、当該設備費の 1% または 10 万円のいずれか少ない額を控除した額

【貸付利率】：年 1.05% (平成 24 年度) ※固定金利

【貸付期間】：20 年以内 (うち据置期間 5 年以内)

【貸付事業実施期間】：平成 24 年度から平成 25 年度まで

(申し込みは平成 25 年 3 月末までで、平成 26 年 3 月末までに貸付決定し、金
銭消費貸借契約を締結できるもの。この措置の実施期間以後は、通常の高度化
事業の貸付条件での貸付となります。)

【その他】：担保・連帯保証人が必要です。

また、貸付にあたっては、組合としての共同事業計画を作成し、道が行う診断を受け
ることが必要です。

なお、診断・審査の結果、貸付できない場合があります。

【お問い合わせ先】：貸付に向けて必要な具体的な手続き、書類等については、以下までお問い合わせくだ
さい。

北海道経済部経営支援局中小企業課近代化資金グループ

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

(直通：011-204-5345、FAX：011-232-8127)

成長分野向け融資制度（北海道）

道では、「ほっかいどう産業振興ビジョン」において北海道が優位性を持ち、今後の成長が期待されるものとして示された「食」、「観光」、「国際」、「環境・エネルギー」の各分野での事業活動を活性化させるため、中小企業総合振興資金に成長分野向けの資金を新設しました。

◆融資制度名：ステップアップ貸付(成長分野)

事業革新貸付(成長分野)

◆融資対象者：ステップアップ貸付(成長分野)～成長分野で次の事業を行う中小企業者等

・事業拡張による事業規模の拡大

・情報化への取組

・設備の近代化による経営の効率化 など

事業革新貸付(成長分野)～成長分野へ進出する中小企業者等

※成長分野での事業とは

「食」：食関連産業の振興・食クラスターの取組の加速に資する事業、食関連企業の誘致活動に資する事業 など

「観光」：地域の個性を生かした観光地づくりに資する事業、効果的な誘致活動に資する事業 など

「国際」：海外への販路拡大に資する事業、海外からの投資促進に資する事業 など

「環境・エネルギー」：省エネ、新エネなどの環境・IT・産業の振興に資する事業、環境・IT・産業の誘致推進に資する事業 など

◆資金使途：設備資金、運転資金

◆融資金額：1億円以内

◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業部 商工労働観光課、後志総合振興局小樽商工労働事務所

雇用調整助成金の要件見直しのお知らせ（北海道労働局）

平成24年10月1日以降、雇用調整助成金の要件が次のとおり一部見直されました。

① 生産量要件の見直し

【見直前】最近3か月の生産量または売上が、その直前の3か月または前年同期と比べ、5%以上減少

【見直後】最近3か月の生産量または売上が、前年同期と比べ、1.0%以上減少

② 支給限度日数の見直し

【見直前】3年間で300日

【見直後】1年間で100日

③ 教育訓練（事業所内訓練）加算額の見直し

【見直前】雇用調整助成金：2,000円

中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円

【見直後】雇用調整助成金：1,000円

中小企業緊急雇用安定助成金：1,500円

詳しくは北海道労働局職業安定部職業対策課またはハローワークへお問い合わせください。

【 <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp> 】

「どさんこサポーターズ」登録のお願い

「どさんこサポーターズ」は、社会貢献（地域経済貢献）として、「工場（職場）見学」「各種体験・実演」など、次世代人材育成を進めている企業等の皆さんを「応援団」という形で集約し、応援団の輪を広げながら、オール北海道で次世代人材育成を進めようとするものです。

この取組を通じて、「どさんこサポーターズ」という名称をキーワードとした、一元的な情報発信を行うとともに、ホームページなどの活用による企業等の皆さんの取組みの紹介などを通じ、企業イメージ向上といったインセンティブを提供します。



どさんこサポーターズ

次のホームページから登録をお願いします。

URL: <http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/sjnp/index.html>

【お問い合わせ先】北海道 経済部 労働局 人材育成課 産業人材支援グループ TEL011-204-5098

「研修・セミナーポータルサイト」登録のお願い

◆ 道内産業関係の研修・セミナーを一元化

道では、一次産業から三次産業までの幅広い各機関の研修・セミナーを一元化したホームページ「研修・セミナーポータルサイト」を開設していますので、積極的にご利用ください。
自由検索欄からの検索、種類別・実施機関別分類から検索できます。

◆ 北海道の人材育成体制の充実に貢献できる機会

また、ポータルサイトにおいて**利用者登録**を行うことで、いち早く更新情報やサイトに掲載されていない新着情報をメールでお知らせする他、当サイト開設当初からの研修・セミナー等のデータを登録者のみにご提供します。データはエクセル形式またはCSV形式ですので、実施年月日・開催目的・対象の階層・開催振興局・開催市町村・実施機関などのデータで絞り込みができます。

さらに、ご希望の研修など皆様の要望を受け付けし、研修実施機関における実現を検討します。その結果、道内の人材育成体制の充実に貢献することができますので、ぜひ積極的な**利用者登録**をお願いいたします。
次のホームページから登録をお願いします。

URL：<http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/match/index.html>

【お問い合わせ先】北海道 経済部 労働局 人材育成課 産業人材支援グループ TEL011-204-5098

北海道上海事務所

北海道と中国の経済交流の拡大を目的に、中国の経済の中心地である上海市に北海道上海事務所を設置しています。中国における情報収集や発信、様々な分野の関係者とのネットワーク構築を進め、中国へのビジネス展開を目指す道内企業関係者を支援します。

◆住所：中国上海市延安西路2201号

上海国際貿易中心大廈1601室

北海道上海事務所（日中経済協会上海事務所北海道経済交流室）

◆TEL：+86-21-6210-9306（直通）

◆主な機能：

道内企業の中国へのビジネス展開支援

- ・現地のネットワークを活用し、道内企業の中国企業とのビジネスを支援します。

道産品の販路拡大

- ・商談会・見本市の情報提供や輸出用シンボルマークのPRなど道産品の販路拡大事業を実施します。
- ・中国の流通関係者と道内企業との相互の情報交換と連携を促進します。

観光客等の誘致

- ・中国国内における北海道観光のPRを実施します。
- ・現地の観光関係者、メディア、航空会社等と相互の情報交換を行います。

◆ホームページ：<http://www.beihaidao-china.com/>

◆問い合わせ先：北海道庁経済部国際経済室 桜井、早田 TEL：011-204-5342

E-mail：keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp

「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」の設置

北海道が公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて実施する中小企業者に対する各種経営面での支援と、新たに設置した「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」における雇用面での支援を一体的に実施することにより、中小企業者をワンストップで支援しています。

- (1) 所在地 北海道経済センタービル9階（札幌市中央区北1条西2丁目）
※公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと同じフロアに設置
- (2) 営業時間 月曜日～金曜日 9：00～17：30（土日祝日を除く）
- (3) 事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供
 - ・雇用関係の各種助成金の相談・申請の受付、求人票の受理
 - ・中小企業者に対する経営相談などの各種経営面での支援との連携

◆お問い合わせ先：

- ・北海道ビジネスサポート・ハローワーク 電話 011-200-1622

<http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/93897.html>

- ・北海道 経済部労働局 雇用労政課 労働企画グループ 電話 011-204-5353

北海道事業引継ぎ支援センターの設置

北海道経済産業局では、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく認定支援機関（札幌商工会議所）に、中小企業者の「事業引継ぎ」に係る相談や民間支援機関への橋渡しを行う「北海道事業引継ぎ支援センター」を設置しました。

※「事業引継ぎ」とは、後継者不在などで事業活動を継続できない企業が、事業を他の企業に売却し、引き継いでいただくことです。

◆北海道事業引継ぎ支援センター

札幌商工会議所（土日祝日を除く 10:00～16:00）

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター7階

TEL:011-222-3111

◆実施体制

事業の譲渡や承継等に関して知識や経験を有する専門家を配置し、中小企業者の相談に応じます。

なお、相談内容が漏洩することのないよう、相談に対応する専門家及び認定支援機関の役職員には守秘義務を課しています。

◆業務内容

（第一次対応）

- ・中小企業者の事業引継ぎ等の相談に応じます。
- ・事業実態や支援ニーズの把握、事業引継ぎに向けての課題の抽出を支援します。

（第二次対応）

- ・第一次対応を踏まえ、事業引継ぎを希望される中小企業者に対し、必要に応じて外部専門家も活用しながら、企業概要等資料の作成を支援します。
- ・中小企業者の希望に応じ、民間支援機関への橋渡しを行います。
（その後は、中小企業者と民間支援機関で契約締結、民間ベースでの取引となります。）

省エネルギー・新エネルギー導入支援事業

◆民生用燃料電池導入支援事業〈第2期〉

【公募期間】平成24年8月24日～平成25年1月31日

◆定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金〈3次補正予算〉

【予約申請開始】平成24年3月30日 ※事業実施期間は平成26年3月31日まで

◆エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（HEMS）の公募について〈3次補正予算〉

【公募期間】平成24年4月19日～平成26年1月31日

◆エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（BEMS）の公募について〈3次補正予算〉

【公募期間】平成24年4月～平成26年3月31日

◆省エネルギー対策導入促進事業（節電診断・省エネ診断・「省エネ・節電説明会」講師派遣） 随時受付

◆住宅用太陽光発電導入支援復興対策費補助金

【公募期間】平成24年4月19日～平成25年3月29日

詳しくは、以下のホームページを参照ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>

～あなたの知財の悩みをサポートします～ 知財総合支援窓口

「知財総合支援窓口」は、知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同してその場で解決を図るワンストップサービスを提供する窓口です。

窓口の支援担当者が、企業経営における知的財産に関する悩みや課題の解決を支援するとともに、高度な専門性を必要とする内容は専門家と共同して解決支援を行います。

道内7地域の相談窓口「サテライト」

知財総合支援窓口とテレビ会議システムを通じて相談ができる「サテライト」を道内7地域9箇所（函館、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、苫小牧）に設置しております。

札幌圏以外の地域に居ながら知的財産に関する相談サービスが受けられますので、ぜひご利用ください。

【サテライト設置場所】

サテライト名	設置場所
函館サテライト	・北海道立工業技術センター内(公財)函館地域産業振興財団 (TEL:0138-34-2600)(函館市桔梗町379番地)
旭川サテライト	・一般財団法人旭川産業創造プラザ (TEL:0166-68-2820) (旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号旭川リサーチセンター内) ・旭川商工会議所 ※6月1日から開設 (TEL:0166-22-8411) (旭川市常盤通1丁目道北経済センター3階)
室蘭サテライト	・(財)室蘭テクノセンター (TEL:0143-45-1188)(室蘭市東町4丁目28番1号)
釧路サテライト	・(財)釧路根室圏産業技術振興センター (TEL:0154-55-5121) (釧路市鳥取南7丁目2番23号釧路工業技術センター内)
帯広サテライト	・(財)十勝圏振興機構(とちかち財団)十勝産業振興センター (TEL:0155-38-8850)(帯広市西22条北2丁目23番地9)
北見サテライト	・オホーツク産学官融合センター (TEL:0157-57-5677) (北見市柏陽町603-2北見工業大学社会連携推進センター内) ・北見商工会議所 ※6月1日から開設 (TEL:0157-23-4111)(北見市北3条東1丁目)
苫小牧サテライト	・苫小牧市テクノセンター (TEL:0144-57-0210)(苫小牧市柏原32番地6)

※ 相談内容・利用希望日時(第3希望まで)・連絡先電話番号・利用者氏名を明記の上、一般社団法人北海道発明協会までメールでご連絡いただくか(chizai@jiii-h.jp)、各サテライトへ電話でお申し込みください。

知財総合支援窓口(受託者:一般社団法人北海道発明協会)

【所在地】〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目 新北海道ビルディング 12階
北海道知的財産情報センター内

【連絡先】TEL:011-747-8256/FAX:011-747-8253

【利用時間】9:00~12:00、13:00~17:00

【休日】土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12月29日~1月3日)

※ 詳細は以下のホームページをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/index.htm>

※ 知財総合支援窓口は、経済産業省北海道経済産業局の委託事業です。

『マーケティングアドバイザー』

- ◆概 要: 道では、「北海道どさんこプラザ」(東京・名古屋・札幌)事業の一環として、道内の中小企業等の商品開発・マーケティング活動等を支援するため、首都圏、札幌圏及び中京圏にマーケティングアドバイザーを配置し、企業等からのマーケティングに関する相談(例:商品がもっと売れるにはどうしたらいいか、新製品はどのように販売ルートにのせればいいのか、首都圏の市場動向やニーズはどうなっているか)に対して助言等を行っています。
- ◆アドバイザー: 流通・市場調査などの専門的な知識を持ち、第一線で活躍されている方々にアドバイザーをお願いしています。
- ◆業 務: 道内メーカーから相談のあった商品について、バイヤー目線から商品について市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。
- ◆費用負担: アドバイスを受けること自体は無料です。ただし、相談は原則東京、札幌または名古屋で行いますので、東京、札幌または名古屋までの旅費については企業の負担となります。また、アドバイザーに自社に来てもらう場合の旅費も企業の負担となります。なお、文書や電話、FAXやメールによる相談も可能ですが、アドバイザー事業の活用が、企業にとって実りあるものとするためにも、面談による相談がお勧めです。
- ◆相談対象者: どさんこプラザ(テスト販売・常設販売)で販路拡大を図っている(図ろうとしている)道内中小企業者等
- ◆相談の申込み: 「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ提出願います。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>
- ◆問い合わせ先: 北海道 経済部 食関連産業室 マーケティング支援グループ
Tel: 011-204-5766 (担当: 阿部、清水)

食クラスター連携協議体（FC/NW）への参画のお願い

現在 1,968 の機関に参画いただき、423 件の提案プロジェクトを受け付けています。（11 月末現在）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

平成 22 年 5 月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NW では、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

「食の新時代」を開拓していくオール北海道の取組です。是非とも本趣旨をご理解いただき、ご参画くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加に係る経費は無料で、現在、プロジェクトをお持ちでなくても、今後主体的に活動されたい方であれば、道内・道外とわずどなたでも参画いただけます。

参画者には次のような機会を提供します。

- ① 参画者に提案いただいたプロジェクトについて、中核支援機関（北海道立総合研究機構、北海道科学技術総合振興センター、北海道中小企業総合支援センター、中小企業基盤整備機構 北海道本部、北海道貿易物産振興会、北海道食産業総合振興機構）などが全道的なサポート体制で支援方策等を検討します。
- ② 国や道の支援事業や、各プロジェクト推進に必要となる専門家やパートナー情報等について、適宜情報発信します。

◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。 http://www.fc-nw.jp/m-recruit/participation_mf.html

◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3 札幌 MN ビル 8 階
北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：食クラスター推進グループ） TEL：011-204-5979

E-mail：okino.hiroshi@pref.hokkaido.lg.jp、endou.atsuya@pref.hokkaido.lg.jp
murashita.masahiro@pref.hokkaido.lg.jp、terashita.norio@pref.hokkaido.lg.jp

『食の磨き上げ職人』

◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。

◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤーやフードライター、料理人など 11 名にご協力をお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、それぞれの専門分野から商品についてアドバイス等を行います。

◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者の費用負担はありません。
ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。
なお、アドバイスを企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。

◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）

◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティング支援グループ

Tel：011-204-5766（担当：重岡、阿部）

Ⅲ 現在募集している（または近日募集を開始する）セミナーや職業訓練など

BCP研修のご案内（1月開講予定のもの）（中小機構北海道）

◇「BCP（事業継続計画）の作成手法を学ぶ！」 札幌・旭川開催
 中小企業基盤整備機構北海道本部（中小機構北海道）では、下記によりBCP（事業継続計画）研修を開催いたします。

- ◆スケジュール：札幌開催 平成 25 年 1 月 29 日（火）～30 日（水） 中小機構北海道 大会議室（札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7 ORE 札幌ビル 6 階）
- ：旭川開催 平成 25 年 1 月 31 日（木）～2 月 1 日（金） 中小企業大学校旭川校（旭川市緑が丘東 3 条 2 丁目 2-1）

- ◆受講定員：20名
- ◆受講料： 無料
- ◆受講対象者：中小企業の経営者、経営幹部、管理者等
- ◆期 間：2 日間（12 時間）
- ◆講 師：五十嵐 雅祥(イナリ マサヨ)

【研修のねらい】

地震や火災、集団感染等、企業活動には様々なリスクが存在します。こうした緊急事態に直面した際に、被害を最小限に抑え、一刻も早く復旧できる企業体質を作るため、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）を作成・運用し、平時から備えておくことが極めて重要です。

この研修では、リスクマネジメントとBCPの重要性について理解を深めるとともに、BCP作成演習を通じて自社のBCPを作成するためのポイントを習得していただきます。

特に今回の研修では、東日本大震災での様々な企業の取り組み事例等も取り上げ、BCPの有効性について具体的に学んでいただきます。

【研修の特長】

リスクマネジメントの重要性やBCPの有効性について、事例を交えて理解を深めることができます。

実際にBCPを作成することにより、BCP作成のポイントについて具体的に学ぶことができます。

【受講申込方法】：申込様式等詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/hokkaido/index.html>

【問い合わせ先】：中小企業基盤整備機構北海道本部（中小機構北海道） 人材支援部（林・桐本）
 TEL 011-210-7475 FAX 011-210-7480

能力開発セミナー（1月～2月開講予定のもの）

◆ 在職労働者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担有り）。

訓練の詳細等は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

学院名	訓練科名	専攻科目名	実施地	昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				昼	夜	月 日～	月 日	日数	時間	
函館高等技術専門学院 問い合わせ先:0138-47-1121	建築製図科	製図基礎(CAD)	函館市	○		H25.2.4	H25.2.20	9	34	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 問い合わせ先:0162-33-2636	建築科（Ⅰ）	建築大工	稚内市	○		H25.1.12	H25.1.14	3	21	15
	配管科	建築配管		○		H25.1.18	H25.1.19	2	12	15
	OA技術科（Ⅱ）	表計算検定受講講座			○	H25.1.22	H25.3.6	20	40	10
	建築科（Ⅱ）	Jw_cad			○	H25.1.28	H25.3.11	12	24	10
帯広高等技術専門学院 問い合わせ先:0155-37-2319	建設経理科	2級建設業経理士	枝幸町	○		H25.2.4	H25.2.5	2	12	10
帯広高等技術専門学院 問い合わせ先:0155-37-2319	施工管理科	建築施工管理基礎	帯広市	○		H25.2.12	H25.2.26	5	30	20
釧路高等技術専門学院 問い合わせ先:0154-57-8011	情報処理科	WEB活用講座	釧路市		○	H25.1.16	H25.2.27	18	45	10
	建設製図科	CDD基本講座	標津町	○		H25.2.5	H25.2.26	10	30	10

○能力開発セミナーの開催について、ご希望等ございましたら、各高等技術専門学院・障害者職業能力開発校にお問い合わせください。

道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の職業訓練

◆ **新規学卒者や求職者のための職業訓練です。(長期) (平成 25 年 4 月開講のもの)**
 北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校では、学卒者や求職者を対象に 1～2 年の職業訓練を実施しています。

現在募集中の平成 25 年 4 月に開講する訓練は次のとおりです。

※ 求職者の方は、ハローワークの受講あっせんが必要となります。

詳しくは各学院にお問い合わせください。

① 札幌高等技術専門学院(札幌市) (問い合わせ先：tel 011-781-5541)

訓練科名(主な対象者)	募集期間	訓練期間	定員	主な就職先
エクステリア技術科(短期課程) (求職者)	12/1～ 1/20	1年 H25.4～26.3	10	左官、タイル、ブロック施工会社

② 室蘭高等技術専門学院(室蘭市) (問い合わせ先：tel 0143-44-3522)

訓練科名(主な対象者)	募集期間	訓練期間	定員	主な就職先
配管科(短期課程)(求職者)	12/1～	1年 H25.4～26.3	20	建築配管工事会社、水道工事会社
塗装科(短期課程)(求職者)	1/20		20	

③ 苫小牧高等技術専門学院(苫小牧市) (問い合わせ先：tel 0144-55-7007)

訓練科名(主な対象者)	募集期間	訓練期間	定員	主な就職先
エクステリア技術科(短期課程) (求職者)	12/1～ 1/20	1年 H25.4～26.3	20	ブロック施工会社、左官店

このほか、道内各高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、これまで募集していた 1～2 年間の職業訓練について、定員に余裕のある科目の追加募集を行う場合があります。12 月中旬以降、各学院及び障害者校にお問い合わせください。

高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校 (追加募集についてお問い合わせお待ちしております)

- 札幌高等技術専門学院(札幌市) (問い合わせ先：tel 011-781-5541)
- 函館高等技術専門学院(函館市) (問い合わせ先：tel 0138-47-1121)
- 旭川高等技術専門学院(旭川市) (問い合わせ先：tel 0166-65-6667)
- 北見高等技術専門学院(北見市) (問い合わせ先：tel 0157-24-8024)
- 室蘭高等技術専門学院(室蘭市) (問い合わせ先：tel 0143-44-3522)
- 苫小牧高等技術専門学院(苫小牧市) (問い合わせ先：tel 0144-55-7007)
- 帯広高等技術専門学院(帯広市) (問い合わせ先：tel 0155-37-2319)
- 釧路高等技術専門学院(釧路市) (問い合わせ先：tel 0154-57-8011)
- 障害者職業能力開発校(砂川市) (問い合わせ先：tel 0125-52-2774)

Ⅳ 東日本大震災で影響を受けた中小企業者等の皆様向けの対策について

原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について

福島原発事故に伴う損害について、東京電力への賠償請求を検討している道内事業者の方々を対象として、北海道弁護士会連合会と連携し、具体的な賠償申請方法などに関する個別相談会を開催します。

【対象者】 観光業・輸出等の道内事業者

【相談対応者】：道内各弁護士会（旭川、釧路、札幌、函館）所属の弁護士

【相談内容】：・東京電力への損害賠償申請に関すること
・東電の「補償基準」に記載されていない損害に関すること ほか

【参加費】：無料

【日程・会場】：[相談会を希望する日の10日前までに申込み願います。]

○事業者（相談者）側が会場を用意し、3事業者以上による相談会を希望する場合

・ご要望の会場に、弁護士会から講師を派遣いたします。

（ご要望の日程に添えない場合もありますので了承願います。）

○単独での相談会参加を希望する場合

・開催地：旭川市、釧路市、札幌市、函館市

・会場：後日、個別にお知らせします。

（各弁護士会の会議室や弁護士事務所等で開催します。）

〈相談会開催にあたっての注意事項〉

○事前に、東電の「請求書用紙」を用意して下さい。

*必要となる請求用紙の種類：～観光業者の場合：「観光業者用B」＋「その他請求用」

～輸出業者の場合：「輸出用」＋「その他請求用」

※必要に応じ「間接用」も準備願います。

*請求書用紙の請求方法：～東電「福島原子力補償相談室（コールセンター）」へ電話連絡により請求して下さい。（0120-926-404 受付 9:00～21:00）

◎東電の請求用紙「観光業者用B」の対象業種は、次のとおりです。
宿泊関連施設、レジャー施設、観光産業、交通産業、
文化・社会教育施設、観光地での飲食業・小売業

*請求書用紙の請求方法：～東電「福島原子力補償相談室（コールセンター）」へ電話連絡により請求して下さい。（0120-926-404 受付 9:00～21:00）

【注意事項】：本相談会は、原発損害賠償申請手続き等に関する具体的な方法等に関する相談対応を目的としたものであり、東電からの賠償を保証するものではありません。

※申込方法、申込様式等詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/genpathukobetusoudan.htm>

申込・問い合わせ先：北海道経済部観光局 観光戦略グループ（山口、佐々木）

TEL：011-204-5302 FAX：011-232-4120

緊急産業対策総合相談窓口の設置（北海道）

道では、東日本大震災の影響により大きな被害を受けた東北地方の生産活動の補完や、リスク分散を目的とした拠点の移転・分散化など、国内の生産活動への貢献に向け、道として情報の収集・発信等に積極的に取り組むため、次のとおり、ワンストップ相談窓口である「緊急産業対策総合相談窓口」を設置しています。

◆目的：オフィスや研究開発施設、工場などの道内における空き状況等をはじめ、部品調達先としての道内企業の情報など、首都圏企業からの様々な相談等に総合的かつ迅速に対応する。

◆お問い合わせ先：北海道経済部総務課（産業連携担当）（011-204-5927）

北海道東京事務所

（03-5212-9210）

◆提供情報：産業インフラに関する情報

受発注斡旋や労働力確保に関する情報

企業活動に必要な生活インフラに関する情報

◆受付時間： 9：00 ～ 17：00

◆道内企業の関係者の皆さんには、自社の用地、生産スペース、生産能力など、道外企業へ提供できるインフラ関連等の情報がありましたら、提供いただけましたら、ご協力をお願いします。

中小企業等経営・金融相談室（北海道）

道では、東日本大震災により影響を受けた中小企業者の方々の経営及び金融に関する相談窓口として「東日本大震災関連中小企業等経営・金融相談室」を設置しています。

- ◆設置場所：北海道経済部経営支援局中小企業課内
各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内
後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所内
- ◆受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで
- ◆メールでの問い合わせ先：経営相談 keizai.chushokigyoy1@pref.hokkaido.lg.jp
金融相談 keizai.chushokigyoy1@pref.hokkaido.lg.jp
- ◆各相談室の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/touhokuchihoutaiheyokijishin.htm>

労働相談（北海道）

道では、労働相談フリーダイヤルにより、各種労働相談をお受けしていますが、この度の東日本大震災の影響を受けた中小企業者の方及び労働者のみなさんからの労働相談もあわせてお受けしています。相談は無料です。（ただし、職業紹介は行っていません）

- ◆労働相談ホットライン 0120-81-6105（携帯電話からもつながります。）
- ◆受付時間：平日の正午から午後8時まで
- ◆労働相談は、上記ホットラインのほか、各総合振興局・振興局及び後志総合振興局小樽商工労働事務所でも電話または面談により相談をお受けしています。
- ◆最寄りの相談窓口の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

災害貸付（東日本大震災）（北海道）

道では、東日本大震災による災害により被害を受けた中小企業者等の皆様の事業の早期復旧と経営の安定を図るために、災害貸付の取り扱いを行っています。

- ◆融資制度名：中小企業総合振興資金「災害貸付（東日本大震災）」
- ◆融資対象者：・道内に事業所を有する中小企業者等であって、東日本大震災による災害により被害を受けた方（道内に本店を有する事業者の場合、道外での被害も対象となります。）
・道外に本店を有する中小企業者等であって、東日本大震災により被害を受けたことに伴い、北海道に移住営業又は移住転業し、その後も道内で事業活動を継続する方
- ◆資金用途：設備資金、運転資金
- ◆融資金額：設備資金 8,000万円以内
運転資金 5,000万円以内
※融資金額については、設備資金と運転資金の併用が可能です。
（1企業あたり合計1億3千万円限度となります。）
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/saigaitouhokutaiheyoy.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

東日本大震災等関連特別貸付（北海道）

道では、東日本大震災等の発生による経済環境の急変により経営に支障を生じている中小企業の方を対象とした資金の取り扱いを行っています。

◆融資制度名：中小企業総合振興資金「東日本大震災等関連特別貸付」

◆融資対象者：次の各号のいずれかに該当する中小企業者等

- (1) 特定被災区域の事業者との取引関係により、原則として東日本大震災後の最近 1 か月間の売上高等が前年同期に比べ 10%以上減少し、かつその後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比べ 10%以上減少する見込みの方
- (2) 東日本大震災による急激な取引減少等により、原則として東日本大震災後の最近 1 か月間の売上高等が前年同期に比べ 15%以上減少し、かつその後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比べ 15%以上減少する見込みの方
- (3) 最近 3 か月間の平均売上高等が前年同期に比べ 5%以上減少している方

◆資金用途：運転資金（保証付き道制度融資の借換えに要する資金を含む）

◆融資金額：1 億円以内

◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/touhokutaiheiyouokijishin.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

東日本大震災復興緊急保証（信用保証協会）

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者の皆さんなどを対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

◆対象者（下記のいずれかに該当する方）

< 特定被災区域内の方 >

- ・震災の影響により業況が悪化している方
→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。
※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。（写しで可）
- ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

< 特定被災区域外の方 >

- ・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している方
→特定被災区域内の事業者との取引等、震災による売上高等の減少につき、市区町村の認定が必要。
※認定申請には、震災による売上高等の減少事由を説明する「理由書」が必要。
- ・震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している方
→風評被害による契約の解除等、震災による売上高等の減少につき、市区町村の認定が必要。
※認定申請には、上記と同様に「理由書」が必要

◆保証限度額：無担保 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円。

一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。

◆保証料率：0. 8%以下 ※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

◆保証割合：借入金の全額（100%）

◆保証人：代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要。）

特定被災区域・・・（政令指定）

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村又は信用保証協会にご確認ください。

中小・小規模企業向け融資制度（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）

（株）日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）では、平成23年度第3次補正予算成立に伴い、中小・小規模企業の皆さまへの支援を強化するため、融資制度を以下のとおり拡充しております。

1. 東日本大震災復興特別貸付の拡充
 - （1）震災復興支援資本性ローンを創設（中小企業事業）
自己資本が毀損した中小企業に対して、資本性を有する長期資金（一括償還型）を供給
 - （2）風評被害など震災の影響により業況が悪化している方への融資限度額を別枠化
（国民生活事業 4,800 万円（生活衛生貸付は 5,700 万円）、中小企業事業 7 億 2,000 万円）
2. 設備資金貸付利率特例制度の創設（国民生活事業、中小企業事業）
被災地域の復興に資する設備資金（注1）を資金用途とする融資については、融資後2年間、適用利率から0.5%引き下げ。
なお、特定被災区域（注2）において設備投資を実施し、雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、全融資期間、適用利率から0.5%引き下げ
（注1）一部対象とならない資金があります。
（注2）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島）の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部
3. 海外展開資金の拡充
 - （1）小規模企業向け海外展開資金を創設（国民生活事業）
 - （2）東日本大震災等の影響を受け、経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要な方で一定の要件を満たす方には、融資後3年間、適用利率から0.5%引き下げ（国民生活事業、中小企業事業）
4. 新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金等の拡充（国民生活事業）
 - （1）「東日本大震災の影響により離職し、新たに創業する方」について、1,000万円を限度として融資後3年間は基準利率から1.4%引き下げ（3年経過後は基準利率から0.5%引き下げ）
 - （2）「特定被災区域（注）において創業する方」について、1,000万円を限度として基準利率から0.5%引き下げ
（注）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島）の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部

◆融資制度の詳細についてはこちらのHPをご覧ください。

http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html#b

◆問い合わせ・相談窓口

日本政策金融公庫 ○平日：TEL 0120-154-505

商工組合中央金庫 ○平日：TEL 0120-079-366

勤労者福祉資金（北海道）

道では、東日本大震災による災害により被害を受けた、中小企業にお勤めの方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、被害の復旧に要する経費や医療費などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

- ◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が600万円以下の方）
○2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が600万円以下の方）
○企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）
- ◆資金用途：災害資金、住宅補修資金（離職者以外の方）、医療資金等の一般生活資金
- ◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120万円以内
季節労働者の方 120万円以内
離職者の方 100万円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>
- ◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

※申込にあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは申込を希望される金融機関へお問い合わせください。

被災者雇用開発助成金（北海道労働局）

平成24年10月1日から対象者の要件が変わります。

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、「被災者雇用開発助成金」を支給します。

- ◆対象となる労働者：1 震災により離職された方（次の①から③のいずれにも該当する方）
- ①震災発生時に、被災地域において就業していた方
 - ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
 - ③震災により離職を余儀なくされた方
- 2 被災地域に居住する方で、震災後安定した職業についたことのない方でなおかつ、震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等で求職活動を行った方のみが助成対象になります。
- ※震災により被災地域外に住所、居所を変更している方を含みます。
(注) 震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域に居住していた方については、9月30日までに求職活動を行っていても助成対象になります。

◆支給額：支給対象期間 1年間

- ①短時間労働者以外
大企業 50万円
中小企業 90万円
- ②短時間労働者
大企業 30万円
中小企業 60万円

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-709-2311 内線 3685

北海道労働局ホームページ（リーフレット）

<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0004/8949/topics363.pdf>

V その他

あじ研北海道（北海道）

◆～ 北海道が発信する「食の研究」サイト 「あじ研北海道」 ～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、41に及び成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。

ぜひご覧ください。

■掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報 「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介 「研究者×企業インタビュー “おいしい”舞台裏」
- ・食の商品開発アイデアソース「カリスマの着眼点」
- ・「利用可能な設備」
- ・北の加工食品「Web見本市」
- ・各研究機関の概要 ほか

■掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
北海道立工業技術センター
北海道大学 産学連携本部 ほか

■URL：<http://www.ajiken-h.jp>

■問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業室 食品産業振興グループ（TEL011-204-5312）